

さいたま市告示一覧

（ 令和3年11月1日から
同月15日まで ）

【目次】

- | | | |
|--------|----------------------|------------------------|
| 第1644号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1645号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1646号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1647号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1648号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1649号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市戦略本部デジタル改革推進部】 |
| 第1650号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1651号 | 第1号事業者の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1652号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1653号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1654号 | 保存緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第1655号 | 指定避難所の指定 | 【総務局危機管理部防災課】 |
| 第1656号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1657号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1658号 | 市が実施する一般競争入札 | 【緑区役所区民生活部総務課】 |
| 第1659号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1660号 | 個人情報取扱事務に係る届出 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第1661号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所個人課税課】 |

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- 第1662号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第1663号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1664号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部障害政策課】
- 第1665号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1666号 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出及び縦覧の場所等
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第1667号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1668号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1669号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1670号 建築基準法第42第1項第4号の規定による道路の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1671号 与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の候補者
【都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所】
- 第1672号 与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない件
【都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所】
- 第1673号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1674号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1675号 都市計画生産緑地地区の変更
【都市局都市計画部みどり推進課】
- 第1676号 市が実施する一般競争入札
【消防局総務部消防施設課】
- 第1677号 さいたま都市計画下水道の変更
【建設局下水道部下水道計画課】
- 第1678号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1679号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1680号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1681号 国民健康保険の被保険者証等の無効
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1682号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- 第1683号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1684号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1685号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1686号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1687号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第1688号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1689号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1690号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1691号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1692号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1693号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1694号 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1695号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1696号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1697号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1698号 農業振興地域整備計画の変更
【経済局農業政策部農業環境整備課】
- 第1699号 都市計画事業を施行する件
【建設局土木部道路計画課】
- 第1700号 都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧
【建設局土木部道路計画課】

さいたま市告示第1644号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道イワ212号線）」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-84								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道イワ212号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字掛地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長298.4m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工（300×300）554m 集水ます（□500、深550）2箇所 横断暗渠（300×240）10m 舗装工 下層路盤（RC-40、t=26cm）183㎡ 上層路盤（C-30、t=14cm）183㎡ 不陸整正（C-30、平均t=3cm）1570㎡ 表層工（透水性As（樹脂・消石灰入）、t=5cm）1570㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以上の平均点が75点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-92								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道11749号線外）								
工事場所	さいたま市見沼区東大宮6丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長251.5m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）384m 長尺U形側溝用集水桝18箇所 舗装工 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1320㎡（再生密粒度As、t=5cm）49㎡ 上層路盤（C-30）118㎡ 下層路盤（RC-40）118㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以上の平均点が75点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は緑区に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-93								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道12200号線）								
工事場所	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔4丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長334m 幅員5.5m 舗装工 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7cm、再生密粒度 As-20、t=5cm）1850 m ² 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後3時40分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6.5点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事							
工事場所	福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年12月22日まで							
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 外構改修工事外							
予定価格（税込）	972,730,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿記載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で記載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に記載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から						
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事」又は「館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-2
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	2者による特定共同企業体								
工事名	館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年12月22日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 拡声設備工事一式 火災報知設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 構内配電線路工事一式 避雷設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	312,620,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	電気工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上						
		その他の構成員	電気工事業 A級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。						
その他の構成員		さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。							
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。									
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員								
	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-3
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-4							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事							
工事場所	福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年12月22日まで							
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 さく井設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	785,840,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	管工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上					
		その他の構成員	管工事業 A級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
その他の構成員		さいたま市内又は福島県内に、本店、支店又は営業所を有していること。						
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から						
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 「館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事」又は「館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-4
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-79							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市浦和区領家7丁目2番1号							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年3月17日まで							
概要	屋上屋根防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から						
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-1746-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	大宮武道館中規模修繕（建築）工事							
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町12番地36							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年2月28日まで							
概要	屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事（全面改修） 外構改修工事 外							
予定価格（税込）	535,040,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から						
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4384-24							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第4処理分区下水道工事（北再-R3-402）							
工事場所	さいたま市岩槻区南平野4丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要	延長138.1m 管きょ更生工（既設管径1100mm）138.1m 耐震継手工（既設管径1100mm）2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から						
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	-							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1645号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R3一般県道新方須賀さいたま線）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

- (2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
 - (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
 - (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
 - (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
 - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4465-32								
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3一般県道新方須賀さいたま線）								
工事場所	さいたま市緑区大字高畑地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長204.8m 幅員6.7m～23.0m 舗装工 路面切削40㎡ 舗装版破砕40㎡ 橋面舗装40㎡ 切削オーバーレイ1820㎡ 表層1830㎡ 薄層カラー舗装一式 区画線工一式 道路付属施設工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R3一般県道新方須賀さいたま線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1646号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R3市道2618号線外）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。

）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R3市道2618号線外） イ スマイルロード整備工事（R3市道12366号線外） ウ スマイルロード整備工事（R3市道4359号線外）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-86								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道2618号線外）								
工事場所	さいたま市岩槻区加倉1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長629.0m 幅員4.0～8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）128m（深400）48m 角型集水樹（□500×深550）6箇所 横断暗渠（300×240）14m 舗装工 路面切削（平均切削深さ5cm）【夜間】3410㎡ 表層（再生密粒度As、t=5cm）【夜間】3410㎡（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）378㎡（再生密粒度As、t=5cm）116㎡ 上層路盤（C-30、RM-40）64㎡ 下層路盤（RC-40）64㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-90								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道12366号線外）								
工事場所	さいたま市見沼区東大宮1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	延長419.7m 幅員4.0m～6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）595m 横断暗渠（300×240）2m 角形集水桝（□500）4箇所 切廻し側溝（逃げ600）2箇所 舗装工 下層路盤（RC-40）184㎡ 上層路盤（C-30）184㎡ 不陸整正（C-30、平均t=3cm）1750㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1750㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-91								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道4359号線外）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字黒谷地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長281.1m 幅員6.0m～6.6m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）539m 横断暗渠（300×240）23m 角型集水桝（□500、深550）10箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=26cm）178㎡ 上層路盤（C-30、t=14cm）178㎡ 表層（透水性As-13（樹脂・消石灰入）、t=5cm）1530㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1647号

さいたま市の発注する「下水道事業耐震実施設計業務（北再-R3-552）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4384-25						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業耐震実施設計業務（北再-R3-552）						
業務場所	さいたま市北区日進町3丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで						
概要	耐震実施設計 管路更生工法（内径800mm未満）376m（内径800mm以上）75m 既設マンホールの耐震化133箇所 構造物調査一式 管路施設調査工 取付管カ メラ調査工7箇所 まず調査工1018m						
予定価格（税込）	23,672,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後2時30分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から					
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4384-26						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業耐震実施設計業務（北再-R3-551）						
業務場所	さいたま市北区宮原町2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで						
概要	耐震実施設計 マンホールと管きよの接続部の耐震化 80箇所						
予定価格（税込）	13,827,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年11月11日（木）午前9時から 令和3年11月15日（月）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年11月16日（火）午前9時から 令和3年11月17日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月18日（木）午後2時40分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月1日（月）から					
	質問受付期間	令和3年11月 1日（月）午前9時から 令和3年11月10日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年11月15日（月）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1648号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区東大成町二丁目61番1、61番3、61番4、64番1、64番3、64番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和3年5月11日

第開-N2021012号

4 検査済証番号

令和3年10月29日

第完-N2021012号

さいたま市告示第1649号

さいたま市基幹系端末（令和3年度子ども家庭総合センター導入分）賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市基幹系端末（令和3年度子ども家庭総合センター導入分）賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1102

(2) 交付期間

告示の日から令和3年11月10日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和3年11月10日（水）までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和3年11月16日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月19日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1102 FAX 048(829)1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号の規定により告示する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) ロイヤル浦和訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎3丁目3番11号
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社社会福祉総合研究所
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿7丁目9番18号
- オ 代表者 代表取締役 秋元 孝則
- カ 指定番号 1166591507
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(2) ロイヤル浦和訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎3丁目3番11号
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社社会福祉総合研究所
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿7丁目9番18号
- オ 代表者 代表取締役 秋元 孝則
- カ 指定番号 1166591507
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(3) 訪問看護ステーション はなえみ浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目16番17号 アルファ103号室
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファストナーシング
- エ 申請者住所 埼玉県三郷市高州2-42-1
- オ 代表者 代表取締役 茂木 優典
- カ 指定番号 1166591515
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(4) 訪問看護ステーション はなえみ浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目16番17号 アルファ103号室
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファストナーシング
- エ 申請者住所 埼玉県三郷市高州2-42-1
- オ 代表者 代表取締役 茂木 優典
- カ 指定番号 1166591515

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(5) ケアメディカル岩槻南平野訪問介護事業所

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野3丁目18番地6

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社ケアメディカル

エ 申請者住所 埼玉県春日部市東中野33-1

オ 代表者 代表取締役 西谷 直浩

カ 指定番号 1176519401

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(6) まごころ訪問介護

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 有限会社山田建具

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

オ 代表者 代表取締役 田中 幸治

カ 指定番号 1176519419

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(7) まごころレンタル

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

イ 事業種別 福祉用具貸与

ウ 申請者 有限会社山田建具

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

オ 代表者 代表取締役 田中 幸治

カ 指定番号 1176519427

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(8) まごころレンタル

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

イ 事業種別 特定福祉用具販売

ウ 申請者 有限会社山田建具

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

オ 代表者 代表取締役 田中 幸治

カ 指定番号 1176519427

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(9) まごころレンタル

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 有限会社山田建具

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川321番地

オ 代表者 代表取締役 田中 幸治

- カ 指定番号 1176519427
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (10) まごころレンタル
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川 321 番地
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 申請者 有限会社山田建具
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川 321 番地
オ 代表者 代表取締役 田中 幸治
- カ 指定番号 1176519427
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (11) 訪問介護 りくのいえ
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字白楯 723 番地 1
イ 事業種別 訪問介護
ウ 申請者 株式会社ビッグ・ワイ
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区大字白楯 723 番地 1
オ 代表者 代表取締役 井口 健一
- カ 指定番号 1176519435
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (12) ロイヤル浦和訪問介護ステーション
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 3 丁目 3 番 11 号
イ 事業種別 訪問介護
ウ 申請者 株式会社社会福祉総合研究所
エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿 7 丁目 9 番 18 号
オ 代表者 代表取締役 秋元 孝則
- カ 指定番号 1176519443
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (13) デイサービスまごころ大谷口
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口 5685 番地 ハピネスマンション 102 号室
イ 事業種別 通所介護
ウ 申請者 シン建工業株式会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 3 丁目 23 番 30 号
オ 代表者 代表取締役 北 清太郎
- カ 指定番号 1176519450
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (14) ゆうゆう介護レンタル
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区太田窪 4 丁目 9 番 24 号
イ 事業種別 福祉用具貸与
ウ 申請者 有限会社ゆうゆう
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区太田窪 4 丁目 9 番 24 号

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- オ 代表者 取締役 小山 大樹
カ 指定番号 1176519468
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (15) ゆうゆう介護レンタル
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
イ 事業種別 特定福祉用具販売
ウ 申請者 有限会社ゆうゆう
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
オ 代表者 取締役 小山 大樹
カ 指定番号 1176519468
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (16) ゆうゆう介護レンタル
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
ウ 申請者 有限会社ゆうゆう
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
オ 代表者 取締役 小山 大樹
カ 指定番号 1176519468
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (17) ゆうゆう介護レンタル
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 申請者 有限会社ゆうゆう
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区太田窪4丁目9番24号
オ 代表者 取締役 小山 大樹
カ 指定番号 1176519468
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (18) コンパスウオーク西上小町
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町264番地1
イ 事業種別 通所介護
ウ 申請者 リハプライム株式会社
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区上小町1106番地
オ 代表者 代表取締役 小池 修
カ 指定番号 1176519476
キ 指定年月日 令和3年11月1日
- (19) 愛・小規模多機能中尾
ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字中尾1338番地1
イ 事業種別 小規模多機能型居宅介護
ウ 申請者 株式会社愛総合福祉

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

エ 申請者住所 東京都品川区西五反田2丁目18番2号

オ 代表者 代表取締役 高柳 尚明

カ 指定番号 1196501280

キ 指定年月日 令和3年11月1日

(20) 愛・小規模多機能中尾

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字中尾1338番地1

イ 事業種別 介護予防小規模多機能型居宅介護

ウ 申請者 株式会社愛総合福祉

エ 申請者住所 東京都品川区西五反田2丁目18番2号

オ 代表者 代表取締役 高柳 尚明

カ 指定番号 1196501280

キ 指定年月日 令和3年11月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1651号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) まごころ訪問介護

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川 321 番地
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 有限会社山田建具
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川 321 番地
- オ 代表者 代表取締役 田中 幸治
- カ 指定番号 1176519419
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(2) ロイヤル浦和訪問介護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 3 丁目 3 番 11 号
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社社会福祉総合研究所
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿 7 丁目 9 番 18 号
- オ 代表者 代表取締役 秋元 孝則
- カ 指定番号 1176519443
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(3) ロイヤル浦和訪問介護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 3 丁目 3 番 11 号
- イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
- ウ 申請者 株式会社社会福祉総合研究所
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿 7 丁目 9 番 18 号
- オ 代表者 代表取締役 秋元 孝則
- カ 指定番号 1176519443
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

(4) デイサービスまごころ大谷口

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口 5685 番地 ハピネスマンション 102 号室
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 シン建工業株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 3 丁目 23 番 30 号
- オ 代表者 代表取締役 北 清太郎
- カ 指定番号 1176519450
- キ 指定年月日 令和3年11月1日

2 連絡先

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

（1）担当　さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

（2）電話　048（829）1265

さいたま市告示第1652号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号、第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

- (1) 西上尾ケアセンターそよ風
ア 住所 埼玉県上尾市上野 55-2
イ 事業種別 地域密着型通所介護
ウ 申請者 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ
エ 申請者住所 東京都港区北青山 2-7-13 プラセオ青山ビル
オ 代表者 代表取締役 中川 清彦
カ 指定番号 1171602392
キ 廃止年月日 令和元年 8 月 31 日
- (2) 医療法人社団星風会 デイサービスセンター ヴィエント川口
ア 住所 埼玉県川口市上青木 1-23-18
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 医療法人社団星風会
エ 申請者住所 東京都足立区保木間 5-16-12 1階
オ 代表者 理事長 早川 武憲
カ 指定番号 1170207235
キ 廃止年月日 令和元年 10 月 1 日
- (3) ヘルパーステーション ハートフルおおむら
ア 住所 埼玉県志木市上宗岡 2 丁目 20 番 31 号
イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
ウ 申請者 ハートフルおおむら株式会社
エ 申請者住所 埼玉県志木市上宗岡 2 丁目 20 番 31 号
オ 代表者 代表取締役 大村 相基
カ 指定番号 1172200527
キ 廃止年月日 令和3年 4 月 30 日
- (4) 新都心さいたまクリニック
ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区榎引町 1 丁目 824 番地 1
イ 事業種別 訪問リハビリテーション
ウ 申請者 医療法人社団 風凜会
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区榎引町 1-824-1
オ 代表者 理事長 山田 忠義
カ 指定番号 1116507925
キ 廃止年月日 令和3年 6 月 30 日
- (5) 新都心さいたまクリニック

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区榎引町1丁目824番地1
 - イ 事業種別 介護予防訪問リハビリテーション
 - ウ 申請者 医療法人社団 風凜会
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区榎引町1-824-1
 - オ 代表者 理事長 山田 忠義
 - カ 指定番号 1116507925
 - キ 廃止年月日 令和3年6月30日
- (6) センチュリーシティ大宮公園
- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1275番地
 - イ 事業種別 居宅介護支援
 - ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ
 - エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3
 - オ 代表者 代表取締役社長 野本 久
 - カ 指定番号 1170300154
 - キ 廃止年月日 令和3年7月31日
- (7) センチュリーシティ大宮公園
- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1275番地
 - イ 事業種別 訪問介護
 - ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ
 - エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3
 - オ 代表者 代表取締役社長 野本 久
 - カ 指定番号 1170300378
 - キ 廃止年月日 令和3年7月31日
- (8) センチュリーシティ大宮公園
- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1275番地
 - イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
 - ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ
 - エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3
 - オ 代表者 代表取締役社長 野本 久
 - カ 指定番号 1170300378
 - キ 廃止年月日 令和3年7月31日
- (9) 居宅介護支援ガーネット
- ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋6丁目573番地29
 - イ 事業種別 居宅介護支援
 - ウ 申請者 合同会社ガーネット
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区三橋6丁目573番地29
 - オ 代表者 代表社員 作間 健一
 - カ 指定番号 1176518569
 - キ 廃止年月日 令和3年7月31日

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

(10) ヘルパーステーションやしお寿苑

- ア 住所 埼玉県八潮市八條字入谷 294 番 4
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人一寿会
- エ 申請者住所 埼玉県八潮市八條字入谷 294 番 4
- オ 代表者 理事長 大谷 憲一
- カ 指定番号 1171000191
- キ 廃止年月日 令和3年7月31日

(11) デイサービス明日の詩

- ア 住所 埼玉県春日部市緑町3丁目4番12号
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 株式会社クリーンバルブ工業
- エ 申請者住所 埼玉県春日部市緑町3丁目4番12号
- オ 代表者 代表取締役 中田 利見
- カ 指定番号 1170600728
- キ 廃止年月日 令和3年8月1日

(12) みきケアサービス

- ア 住所 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目9番 与野ハウス1号棟 1105
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社みきケアサービス
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目9番 与野ハウス1号棟 1105
- オ 代表者 代表取締役 戸田富士子
- カ 指定番号 1176504742
- キ 廃止年月日 令和3年8月31日

(13) みきケアサービス

- ア 住所 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目9番 与野ハウス1号棟 1105
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社みきケアサービス
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市中央区上落合1丁目9番 与野ハウス1号棟 1105
- オ 代表者 代表取締役 戸田富士子
- カ 指定番号 1176504742
- キ 廃止年月日 令和3年8月31日

(14) ヘルパーステーション太陽

- ア 住所 埼玉県川口市北原台 1-12-21 エマーユ東川口 105
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 合同会社向日葵
- エ 申請者住所 埼玉県川口市石神 163-23
- オ 代表者 代表社員 三門 優子
- カ 指定番号 1170208282

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

キ 廃止年月日 令和3年8月31日

(15) 有限会社アートライフ 介護用品販売レンタル係

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀8丁目14番23号

イ 事業種別 福祉用具貸与

ウ 申請者 有限会社アートライフ

エ 申請者住所 福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目4番30号舞鶴パークビル7階

オ 代表者 代表取締役 小林 千洋

カ 指定番号 1176511143

キ 廃止年月日 令和3年9月15日

(16) 有限会社アートライフ 介護用品販売レンタル係

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀8丁目14番23号

イ 事業種別 特定福祉用具販売

ウ 申請者 有限会社アートライフ

エ 申請者住所 福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目4番30号舞鶴パークビル7階

オ 代表者 代表取締役 小林 千洋

カ 指定番号 1176511143

キ 廃止年月日 令和3年9月15日

(17) 有限会社アートライフ 介護用品販売レンタル係

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀8丁目14番23号

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 有限会社アートライフ

エ 申請者住所 福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目4番30号舞鶴パークビル7階

オ 代表者 代表取締役 小林 千洋

カ 指定番号 1176511143

キ 廃止年月日 令和3年9月15日

(18) 有限会社アートライフ 介護用品販売レンタル係

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区西堀8丁目14番23号

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 有限会社アートライフ

エ 申請者住所 福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目4番30号舞鶴パークビル7階

オ 代表者 代表取締役 小林 千洋

カ 指定番号 1176511143

キ 廃止年月日 令和3年9月15日

(19) ライフパートナー

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目165番地9昌栄MIビル1階

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 一般社団法人グロース

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目165番地9昌栄MIビル1F

オ 代表者 代表理事 山田 絢介

カ 指定番号 1166591168

キ 廃止年月日 令和3年9月25日

(20) ライフパートナー

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目165番地9昌栄MIビル1階

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 一般社団法人グロース

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目165番地9昌栄MIビル1F

オ 代表者 代表理事 山田 絢介

カ 指定番号 1166591168

キ 廃止年月日 令和3年9月25日

(21) センチュリーシティ大宮公園

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1275番地

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1170300154

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(22) センチュリーシティ大宮公園

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1275番地

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1170300154

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(23) センチュリーシティ北浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区領家6丁目3番14号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1176501326

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(24) センチュリーシティ北浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区領家6丁目3番14号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1176501326

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(25) ケアサービスステーション けやきホームズ

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 社会福祉法人 弘優尽会

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号

オ 代表者 理事長 萩原 章弘

カ 指定番号 1176502035

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(26) ケアサービスステーション けやきホームズ

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 社会福祉法人 弘優尽会

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋7丁目13番4号

オ 代表者 理事長 萩原 章弘

カ 指定番号 1176502035

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(27) センチュリーハウス武蔵浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目32番30号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1176512794

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(28) センチュリーハウス武蔵浦和

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目32番30号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 株式会社 センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝4-2-3

オ 代表者 代表取締役社長 野本 久

カ 指定番号 1176512794

キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(29) センチュリーハウス武蔵浦和 デイサービス オリーブ

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目32番30号

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 株式会社センチュリーライフ

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

エ 申請者住所 東京都港区芝 4-2-3
オ 代表者 代表取締役社長 野本 久
カ 指定番号 1176512885
キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(30) センチュリーハウス武蔵浦和 デイサービス オリーブ

ア 住所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目32番30号
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 株式会社センチュリーライフ

エ 申請者住所 東京都港区芝 4-2-3
オ 代表者 代表取締役社長 野本 久
カ 指定番号 1176512885
キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(31) デイサービス だんケア桜木町

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目528番地
イ 事業種別 通所介護
ウ 申請者 協新ネオケア株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目528番地
オ 代表者 代表取締役 矢澤 秀浩
カ 指定番号 1176517959
キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(32) デイサービス だんケア桜木町

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目528番地
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 協新ネオケア株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目528番地
オ 代表者 代表取締役 矢澤 秀浩
カ 指定番号 1176517959
キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(33) しゅう 訪問介護

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6821番地
イ 事業種別 訪問介護
ウ 申請者 株式会社C'est La Vie

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6821番地
オ 代表者 代表取締役 松木 哲也
カ 指定番号 1176518437
キ 廃止年月日 令和3年9月30日

(34) デイサービスアイマップ埼玉宮原

ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目530番地
イ 事業種別 通所介護

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- ウ 申請者 株式会社e j s ケアサービス
- エ 申請者住所 佐賀県佐賀市水ヶ江4丁目10番1号
- オ 代表者 代表取締役 黒木 敏彦
- カ 指定番号 1176518775
- キ 廃止年月日 令和3年9月30日
- (35) デイサービスセンター遊・蕨
- ア 住所 埼玉県蕨市錦町6-9-23
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 ALSOK 介護株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795
- オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一
- カ 指定番号 1191400116
- キ 廃止年月日 令和3年9月30日
- (36) デイサービスセンター遊・蕨
- ア 住所 埼玉県蕨市錦町6-9-23
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 ALSOK 介護株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2-795
- オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一
- カ 指定番号 1171400318
- キ 廃止年月日 令和3年9月30日
- (37) デイサービスあい介護
- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社あい介護サービス
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15
- オ 代表者 代表取締役 前田 左近
- カ 指定番号 1170700411
- キ 廃止年月日 令和3年10月1日
- (38) デイサービスあい介護
- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社あい介護サービス
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15
- オ 代表者 代表取締役 前田 左近
- カ 指定番号 1170700411
- キ 廃止年月日 令和3年10月1日
- (39) デイサービスあい介護
- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

イ 事業種別 交流型通所サービス
ウ 申請者 株式会社あい介護サービス
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区南平野2丁目4番地15
オ 代表者 代表取締役 前田 左近
カ 指定番号 1170700411
キ 廃止年月日 令和3年10月1日

(40) 居宅介護支援事業所 翔ん帆（とんぼ）岩槻慈恩寺

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺109番地1
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 ウィーズグループ株式会社
エ 申請者住所 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795-1
オ 代表者 代表取締役 竹林 和人
カ 指定番号 1176515557
キ 廃止年月日 令和3年10月10日

(41) ミック健康の森 堀の内町

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1丁目451番地1
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 株式会社ミック・ジャパン
エ 申請者住所 大阪府大阪市旭区千林2丁目11番24号
オ 代表者 代表取締役 薄井 英司
カ 指定番号 1176513131
キ 廃止年月日 令和3年10月31日

(42) ミック健康の森 堀の内町

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1丁目451番地1
イ 事業種別 地域密着型通所介護
ウ 申請者 株式会社ミック・ジャパン
エ 申請者住所 大阪府大阪市旭区千林2丁目11番24号
オ 代表者 代表取締役 薄井 英司
カ 指定番号 1176513131
キ 廃止年月日 令和3年10月31日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字下大久保字新田1117番1、1117番9、1119番4、1120番2、
1120番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市中央区新都心4番地12
ブルーハウス株式会社 代表取締役 佐々木 裕二
- 3 許可番号
令和3年7月19日
第 開 - S 2 0 2 1 0 2 3 号
- 4 検査済証番号
令和3年10月29日
第 完 - S 2 0 2 1 0 2 3 号

さいたま市告示第1654号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

（1）指定期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

（2）指定番号、所在地、指定地積、区域面積

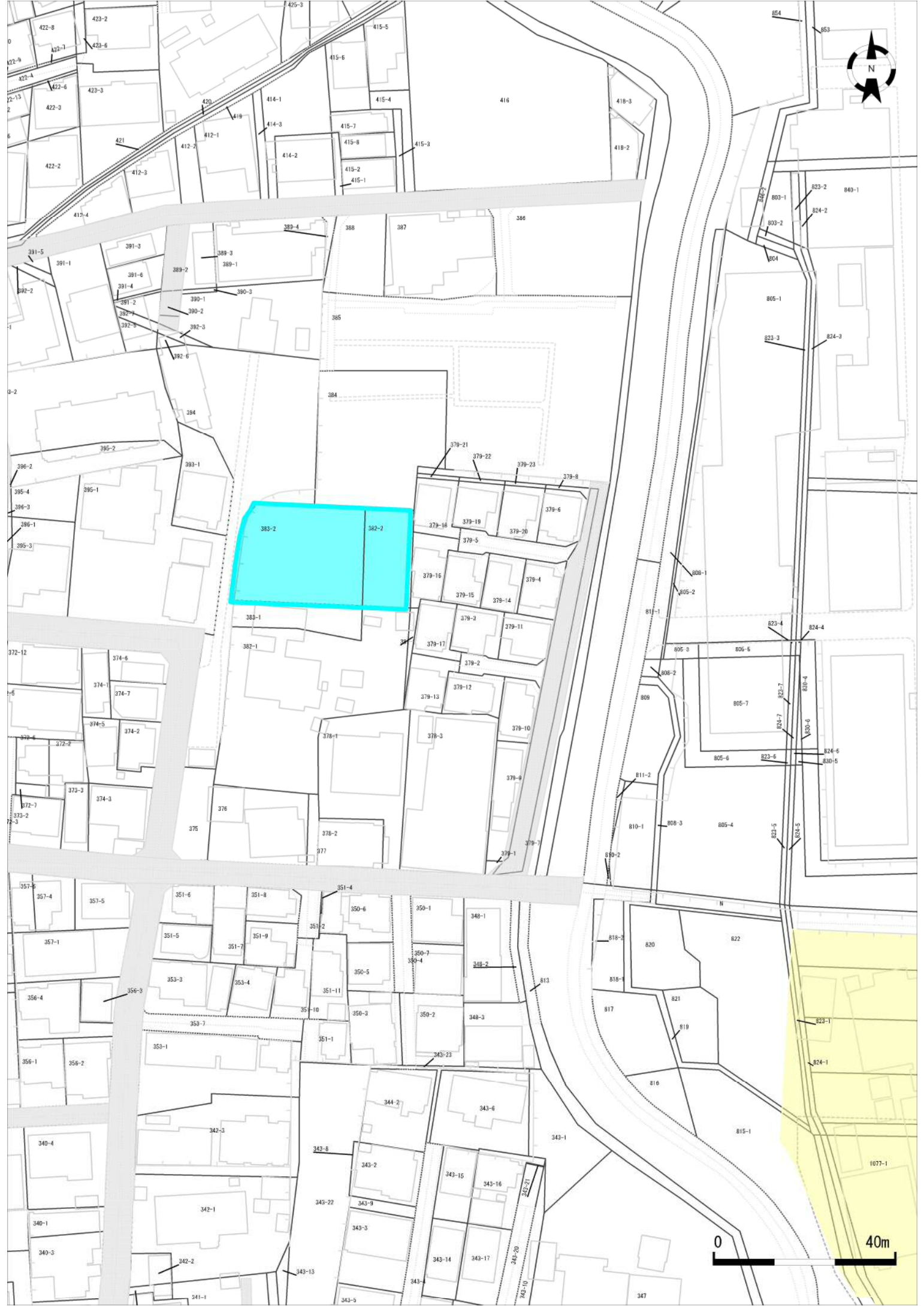
別添のとおり

（3）図面

別添のとおり

さいたま市保存緑地指定（更新）地区一覧（令和3年11月1日）

	指定番号	所在地	指定地積（㎡）	区域面積（㎡）
①	819	大宮区天沼町1丁目382番2	245.76	722.76
		大宮区天沼町1丁目383番2	477.00	



さいたま市告示第1655号

災害対策基本法第49条の7第1項に規定する指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設の名称及び所在地

- 次の表のとおり

名称	所在地	受入対象者
大砂土障害者デイサービスセンター	さいたま市北区本郷町17-7	要配慮者
さいたま市老人福祉センターしもか荘	さいたま市北区日進町1-800-105	要配慮者
春光園けやき	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔1-280	要配慮者
さいたま市老人福祉センターいこい荘	さいたま市中央区下落合5-11-12	要配慮者
グリーンヒルうらわ	さいたま市緑区馬場1-7-1	要配慮者
大崎むつみの里	さいたま市緑区大崎37-1	要配慮者

2 避難所の種類

指定福祉避難所

3 指定日

令和3年11月1日

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局危機管理部防災課防災対策係

(2) 電話 048(829)1127

さいたま市告示第1656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市見沼区大字膝子字中道686番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和2年12月21日
第開-N2020104号
- 4 検査済証番号
令和3年11月1日
第完-N2020104号

さいたま市告示第1657号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1658号

さいたま市緑区役所屋外排水管修繕について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市緑区役所屋外排水管修繕

(2) 履行場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所

(3) 履行期間

令和3年11月19日から令和3年12月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）の業種「管工事」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

(4) 過去2年間において、現在の緑区役所と同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。ただし、仕様に関する事項は、入札後に返却すること。

また、入札に参加しなかった場合も返却すること。

(1) 交付場所

ア さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048（712）1123

(2) 交付期間

告示の日から令和3年11月10日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和3年11月12日（金）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 入札日時及び場所

ア 日時

令和3年11月18日（木）午前10時

イ 場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所2階2A会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

(8) 業務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
電話 048(712)1123 FAX 048(712)1270

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

さいたま市告示第1659号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年11月9日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
11月 2日	猫	見沼区東門前	雑種	メス	三毛	1～3歳		

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1660号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和3年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり 3件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり 12件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり 2件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

個人情報取扱事務一覧(令和3年9月1日～令和3年10月31日受付分)

整理番号	種別	事務番号	事務の名称	担当課
1	開始	2846	さいたま市行財政シンカ推進会議の運営	都市戦略本部 行財政改革推進部
2	開始	2847	公民館拾得物件等管理事務	教育委員会事務局 生涯学習総合センター
3	開始	2848	歴史を伝える本町通りのまちづくり	都市局 まちづくり推進部 与野まちづくり事務所
1	変更	308	戸籍の附票事務	市民局 区政推進部
2	変更	2667	小規模企業者等に関する事業	経済局 商工観光部 産業展開推進課
3	変更	434	農地の権利移動及び転用に関する審査事務	農業委員会事務局 農地調整課
4	変更	442	納税猶予に関する証明及び確認事務	農業委員会事務局 農地調整課
5	変更	1685	感染症予防事務	保健福祉局 保健所 疾病予防対策課
6	変更	2788	中央区防犯事務	中央区 区民生活部 総務課
7	変更	1241	単身高齢者及び高齢者のみ世帯調査事務	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
8	変更	2763	地籍調査事業	都市局 都市計画部 都市総務課
9	変更	1605	ひまわり学園個人情報システム事務	子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課
10	変更	1252	敬老会・敬老記念品事務	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
11	変更	2780	市誕生20周年事業	市長公室 シティセールス推進課
12	変更	1484	学校災害救済事務	教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課
1	廃止	2679	臨時PCR検査予約受付事務	保健福祉局 保健部 地域医療課
2	廃止	840	児童生徒等賠償責任保険請求事務	教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課

個人情報取扱事務開始届出書

令和3年9月7日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	さいたま市行財政シカ推進会議の運営			事務番号	2846
担当課名	都市戦略本部 行財政改革推進部			担当課コード	10991010
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	さいたま市行財政シカ推進会議を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。				
事務開始日	令和3年8月31日		事務開始届出日	令和3年9月7日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	委員会委員、委員会傍聴者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	30人
個人情 報 の 項 目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務開始届出書

令和3年9月14日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	公民館拾得物件等管理事務			事務番号	2847
担当課名	教育委員会事務局 生涯学習総合センター			担当課コード	30140401
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	公民館内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。また、遺失物の問合せ対応を行う。				
事務開始日	平成13年5月1日		事務開始届出日	令和3年9月14日	
事務変更日			事務変更届出日		
事務廃止日			事務廃止予定日		
個人情報消去予定日			個人情報消去日		
対象者の範囲	物件の拾得者及び遺失者			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	6,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:各公民館				

個人情報取扱事務開始届出書

令和3年10月15日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	歴史を伝える本町通りのまちづくり			事務番号	2848
担当課名	都市局 まちづくり推進部 与野まちづくり事務所			担当課コード	10074750
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	001
事務の目的及び概要	(仮称)本町通り街並みづくり協議会の準備会等を行うため、参加者の連絡調整等の事務を行う。				
事務開始日	令和3年10月18日	事務開始届出日	令和3年10月15日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	(仮称)本町通り街並みづくり協議会の準備会等参加者			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	30人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考					

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月2日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	戸籍の附票事務		事務番号	308	
担当課名	市民局 区政推進部		担当課コード	10043001	
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	005
事務の目的及び概要	個人の身分関係の登録である戸籍と、居住関係の記録である住民票の関連を図るために、本籍地において戸籍の表示及び氏名・住所・住所を定めた日付を記録する事務。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和3年9月2日	事務変更届出日	令和3年9月2日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	さいたま市に本籍を有する者(除票者を含む)		事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通	
			対象者数	800,000人	
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	<input type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 住民基本台帳法第19条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	各区役所区民課・支所共通。「基本的事項その他」は住所を定めた日付等／令和3年9月6日 デジタル手続法改正により、一般的取扱情報を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月13日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	小規模企業者等に関する事業			事務番号	2667
担当課名	経済局 商工観光部 産業展開推進課			担当課コード	10944030
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している小規模企業者等に対して、さいたま市小規模企業者等給付金交付要綱に基づき、経済支援として給付金を支給する。				
事務開始日	令和2年5月25日	事務開始届出日	令和2年5月21日		
事務変更日	令和3年9月15日	事務変更届出日	令和3年9月13日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	給付金を申請する個人事業主			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	14,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	<input type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	経済状況その他:市税の賦課徴収情報/個人情報の収集先その他:区政推進部(事務番号305「住民登録事務」)の目的の範囲内で利用、市民税課(事務番号1176「個人市・県民税の賦課事務」)からの目的外利用、法人課税課(事務番号731「個人市・県民税の賦課事務」)からの目的外利用、収納対策課(事務番号958「滞納整理事務」)からの目的外利用/令和3年9月15日 新たな要綱に基づく給付金事務の開始により、対象者数を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月16日

さいたま市長 様

農業委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	農地の権利移動及び転用に関する審査事務			事務番号	434
担当課名	農業委員会事務局 農地調整課			担当課コード	80191028
目的外利用	無	外部提供	有	履歴番号	004
事務の目的及び概要	農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく、農地等の権利の移動及び農地等の転用その他の法令に基づく利用関係の各種届出ならびに許可申請に関する受付、審査に関する事務。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和3年9月15日	事務変更届出日	令和3年9月16日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	農地所有者及び賃借人、買受人・転用事業者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	2,950人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	令和3年9月15日 農地調整関係事務処理要領の改正に伴い、一般的取扱情報を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月16日

さいたま市長 様

農業委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	納税猶予に関する証明及び確認事務			事務番号	442
担当課名	農業委員会事務局 農地調整課			担当課コード	80191028
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	004
事務の目的及び概要	租税特別措置法に基づき、農地の贈与税・相続税の納税猶予制度に係る証明書の申請を受け付け、審査し、適正に証明書を発行する。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和3年4月1日	事務変更届出日	令和3年9月16日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	申請者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	950人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	経済状況その他:固定資産税の課税状況/令和3年4月1日 事務の内容見直しにより、一般的取扱情報を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月24日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	感染症予防事務			事務番号	1685
担当課名	保健福祉局 保健所 疾病予防対策課			担当課コード	10052923
目的外利用	無	外部提供	有	履歴番号	011
事務の目的及び概要	感染症法に基づき感染症のまん延防止及び感染症患者の医療に関する必要な措置により公衆衛生の向上を図る。				
事務開始日	平成14年4月1日	事務開始届出日	平成15年7月28日		
事務変更日	令和3年9月6日	事務変更届出日	令和3年9月24日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	患者及び接触者等			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	500人
個人情 報 の 項 目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input checked="" type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条、37条、37条の2 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 感染症法第27・28・29条 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input checked="" type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	個人番号利用事務:番号法別表第一 第70の項/事務区分共通:健康増進課・地域医療課・保健総務課・各区役所保健センター・環境薬事課・食品衛生課・保健科学課・生活衛生課・食品医薬品安全課・生活科学課・環境科学課/令和3年9月6日 新型コロナウイルス感染症に関する業務の一部を分担することから、事務を共通して実施する課を追加。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月24日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	中央区防犯事務			事務番号	2788
担当課名	中央区 区民生活部 総務課			担当課コード	10147801
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	犯罪のない明るく住み良い中央区の実現を図るため、中央区防犯協議会会員に対し、防犯に関する施策・事業の実施に係る連絡等を行う。また、講演会等の参加者を募集し、連絡等を行う。				
事務開始日	平成18年12月19日	事務開始届出日	令和3年5月24日		
事務変更日	令和3年9月17日	事務変更届出日	令和3年9月24日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	中央区防犯協議会会員、講演会講師、講演会等参加者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	200人
個人情報項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由				
	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	<input type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	本人以外からの収集の根拠				
	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和3年9月17日 新規事業の開始により、事務の目的及び概要、対象者の範囲、対象者数を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月27日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	単身高齢者及び高齢者のみ世帯調査事務			事務番号	1241	
担当課名	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課			担当課コード	10052760	
目的外利用	有	外部提供	有	履歴番号	004	
事務の目的及び概要	高齢者福祉の増進及び地域の実情把握のため、地域の民生委員に依頼するなどの方法で、単身高齢者数及び高齢者のみ世帯数、居住地、実態、生活状況などを調査する。					
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日			
事務変更日	令和3年10月1日	事務変更届出日	令和3年9月27日			
事務廃止日		事務廃止予定日				
個人情報消去予定日		個人情報消去日				
対象者の範囲	65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみ世帯			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通	
				対象者数	30,000人	
個人情報の項目						
一般的取扱情報	基本的事項 <input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	経歴・成績 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	経済状況 <input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	心身 <input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	生活事項 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input checked="" type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他	
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた				
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
備考	各区役所高齢介護課共通/H30.4.1 個人情報保護条例改正による要配慮個人情報及び取扱根拠の変更/R3.10.1 事務実施内容等の変更により、事務の目的及び概要並びに一般的取扱情報を変更					

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年9月28日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	地籍調査事業			事務番号	2763
担当課名	都市局 都市計画部 都市総務課			担当課コード	10074510
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	地籍調査における土地所有者等の調査及び地籍境界調査票の管理を行う。				
事務開始日	令和2年10月14日	事務開始届出日	令和3年3月23日		
事務変更日	令和3年9月29日	事務変更届出日	令和3年9月28日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	浦和区針ヶ谷1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び浦和区領家7丁目に土地を所有する者			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	300人
個人情 報 の 項 目					
一般的 取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮 個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報 の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	令和3年9月29日 地籍調査の対象区域が年度毎に異なるため、対象者の範囲を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年10月1日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	ひまわり学園個人情報システム事務			事務番号	1605
担当課名	子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課			担当課コード	10987510
目的外利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有	外部提供	<input type="checkbox"/> 無	履歴番号	005
事務の目的及び概要	ひまわり学園利用者の障害の状況・診療・訓練を記録するもの。				
事務開始日	平成9年12月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和3年10月1日	事務変更届出日	令和3年10月1日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	ひまわり学園利用者			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	8,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 体格・体力 <input checked="" type="checkbox"/> 運動能力 <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由 さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 医師法第24条、児童福祉法第3条の3 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠 さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	総合療育センターひまわり学園医務課・育成課・療育センターさくら草共通／令和3年10月1日 実施要領の制定により目的外利用の有無を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年10月13日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	敬老会・敬老記念品事務			事務番号	1252
担当課名	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課			担当課コード	10052760
目的外利用	無	外部提供	有	履歴番号	003
事務の目的及び概要	「敬老の日」を中心に敬老会の開催や記念品をお贈りする地域の活動を支援し、長寿を尊び、高齢者を敬愛する気風の醸成を図る。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	令和3年10月13日	事務変更届出日	令和3年10月13日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	市内に居住する75歳以上の方			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	56,701人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:各区役所高齢介護課/令和3年10月13日 事務の見直しにより、事務の目的及び概要及び事務区分を変更。				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年10月29日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	市誕生20周年事業			事務番号	2780
担当課名	市長公室 シティセールス推進課			担当課コード	10901040
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	市誕生20周年記念企画として、SNSへの投稿や郵送などの手段を用いて、写真やメッセージの募集やプレゼント応募の受付を行う。集まった写真やメッセージは、モザイクアートとして駅に掲出、各種広報媒体での紹介、記念切手の作成など幅広く利用する。				
事務開始日	令和3年4月21日	事務開始届出日	令和3年4月26日		
事務変更日	令和3年9月27日	事務変更届出日	令和3年10月29日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	応募者			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	1,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:市長公室広報課/令和3年9月27日 市報において読者プレゼント企画の実施に伴い事務の目的及び概要、対象者数を変更				

個人情報取扱事務変更届出書

令和3年10月27日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	学校災害救済事務			事務番号	1484
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課			担当課コード	30140220
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	003
事務の目的及び概要	市立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、学校管理下で事故等が発生した場合に、学校災害救済給付金条例に基づく見舞金の給付を行う。				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	平成31年4月1日	事務変更届出日	令和3年10月27日		
事務廃止日		事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒			事務区分	■ 固有 □ 共通
				対象者数	90,000人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 容姿 <input checked="" type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	平成31年4月1日 中等教育学校の開校により、事務の目的及び概要、対象者の範囲を変更				

個人情報取扱事務廃止届出書

令和3年10月29日

さいたま市長 様

市長

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	臨時PCR検査予約受付事務			事務番号	2679
担当課名	保健福祉局 保健部 地域医療課			担当課コード	10052508
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	002
事務の目的及び概要	複数のクラスター感染が発生した地域を対象としてPCR検査を行い、新型コロナウイルス感染症の市中感染拡大を防止する。				
事務開始日	令和2年7月13日	事務開始届出日	令和2年7月13日		
事務変更日		事務変更届出日			
事務廃止日	令和3年3月31日	事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	クラスター発生地域の店舗等従業員			事務区分	<input type="checkbox"/> 固有 <input checked="" type="checkbox"/> 共通
				対象者数	300人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項		要配慮個人情報の取扱根拠及び理由		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他		本人以外からの収集の根拠		
			<input checked="" type="checkbox"/> さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	事務区分共通:健康増進課、保健所/令和3年3月31日 事業の終了に伴い事務を廃止				

個人情報取扱事務廃止届出書

令和3年10月27日

さいたま市長 様

教育委員会

さいたま市個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	児童生徒等賠償責任保険請求事務			事務番号	840
担当課名	教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課			担当課コード	30140220
目的外利用	無	外部提供	無	履歴番号	003
事務の目的及び概要	教育委員会所管の財物及び学校施設内並びに学校管理下における児童・生徒・父兄・住民等第三者に対する賠償保険を保険会社に請求する事務				
事務開始日	平成13年5月1日	事務開始届出日	平成13年5月1日		
事務変更日	平成30年4月1日	事務変更届出日	平成30年4月1日		
事務廃止日	令和3年3月31日	事務廃止予定日			
個人情報消去予定日		個人情報消去日			
対象者の範囲	保険対象者(教育委員会職員、小学校・中学校・高等学校の児童生徒並びに当該事故対象者)			事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通
				対象者数	10人
個人情報の項目					
一般的取扱情報	基本的事項	経歴・成績	経済状況	心身	生活事項
	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助受給 <input checked="" type="checkbox"/> 口座番号等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 写真・肖像 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 団体加入状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 犯罪等に関する事項 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴・健康診断結果等 <input type="checkbox"/> 社会的差別事項	要配慮個人情報の取扱根拠及び理由			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 法令等に定めがある 根拠法令 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> すべて本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集等あり <input type="checkbox"/> 他の実施機関から収集 <input type="checkbox"/> 他の官公庁から収集 <input type="checkbox"/> 民間・私人から収集 <input type="checkbox"/> その他	本人以外からの収集の根拠			
		さいたま市個人情報保護条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 第1号 本人の同意がある <input type="checkbox"/> 第2号 法令等に定めがある 根拠法令 <input type="checkbox"/> 第3号 公にされている <input type="checkbox"/> 第4号 本人収集困難 <input type="checkbox"/> 第5号 事務執行上不可欠 <input type="checkbox"/> 第6号 安全保護のために緊急性がある <input type="checkbox"/> 第7号 国等から収集することに理由がある <input type="checkbox"/> 第8号 審議会の意見を聴き必要があると認めた			
その他	記録形態	電子計算機処理	外部との電子結合	事務処理委託	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	令和3年3月31日 事業の終了に伴い事務を廃止				

さいたま市告示第1661号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、さいたま市南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和 3年度市民税・県民税納税通知書

令和 2年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第3係

（2） 電話 048（829）1389

さいたま市告示第1662号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

（1） 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

（2） 電話 048（829）1387

さいたま市告示第1663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字柏崎字上組1405番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年5月21日
第開-N2021009号
- 4 検査済証番号
令和3年11月4日
第完-N2021009号

さいたま市告示第1664号

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター仮施設貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター仮施設貸借
- (2) 借入場所
さいたま市北区盆栽町453の一部
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和4年7月1日から令和5年1月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有す

る者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (7) 本体構造において、品質、安全の確保が優先との観点から、自社の構造設計1級建築士の設計にて適合性の確認ができる体制を整えられる者であること。
- (8) 過去5年以内に、埼玉県内の官公庁案件で建物面積が500㎡以上の賃貸借契約を結んだ実績を有する者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課
担当 施設整備係 尾崎 電話 048（829）1307

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和3年11月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し
- オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し
- カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し
- キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

- ア 配布場所
3(1)に同じ
- イ 配布期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- ア 受付場所
3(1)に同じ
- イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年12月1日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月8日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月8日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

電話 048(829)1307 FAX 048(829)1981

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第1665号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年10月30日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 102台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/25	西浦和駅	埼玉県警18-8323735	FC7L19617		
2021/10/26	東浦和駅	埼玉県警21-210210555	SPG042043		
2021/10/28	南浦和駅西口	埼玉県警18-8440956	LDE34715		
2021/10/28	南浦和駅西口	埼玉県警20-203969643	SNUG00162		
2021/10/28	西浦和駅	埼玉県警19-191656717	F181285511		
2021/10/28	西浦和駅	埼玉県警18-8012821	CBCC4329		
2021/10/29	東浦和駅	不明	A16B05008		
2021/10/29	南浦和駅西口	埼玉県警18-8323967	VF18A01569		
2021/10/29	武蔵浦和駅	高島平E-12042	F190598324		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/25	大宮駅東口	不明	A14AC18688		
2021/10/25	大宮駅西口	埼玉県警21-212373257	SC002338		
2021/10/25	宮原駅東口	埼玉県警14-4441546	K9JK06892		
2021/10/25	東大宮駅東口	埼玉県警20-204167052	CW71203586		
2021/10/25	指扇駅	栃木県警01-33791	F110905629		
2021/10/25	指扇駅	埼玉県警18-8082815	H7J26940		
2021/10/26	大宮駅東口	埼玉県警16-6095718	V151205587		
2021/10/26	大宮駅西口	埼玉県警15-5011305	A14AG41146		
2021/10/26	東大宮駅東口	不明	SSD301892		
2021/10/26	東大宮駅西口	不明	GG0E18955		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警14-4111026	FS3K0572		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警19-191932455	B8L74933		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警21-210480897	SKL80860		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警18-8124187	S7L022215		
2021/10/28	大宮駅東口	宮城県警02799222	CAAC0002		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警20-201043506	06F1697		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警20-200029143	STE332957		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警18-8186290	F180102329		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警20-203414684	SNUC04580		
2021/10/28	大宮駅東口	埼玉県警20-203893230	S4001441		
2021/10/28	宮原駅東口	埼玉県警20-203152205	V200518744		
2021/10/28	北大宮駅	埼玉県警15-5024990	LCMG009609		
2021/10/28	北大宮駅	都島212922	V121202187		
2021/10/28	七里駅	千葉県警ミ-118050	GF6A37232		
2021/10/29	大宮駅東口	埼玉県警19-192664969	G190101361		
2021/10/29	大宮駅東口	埼玉県警19-193956645	SJB48693		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/29	大宮駅東口	埼玉県警20-201042860	FT9K01128		
2021/10/29	大宮駅西口	埼玉県警20-200184262	A19MH24042		
2021/10/29	大宮駅西口	不明	V191204970		
2021/10/29	宮原駅東口	埼玉県警06-6127914	B6A00233		
2021/10/29	東大宮駅東口	埼玉県警20-200058631	A20AC06611		
2021/10/29	東大宮駅東口	埼玉県警16-6428871	A16AD25910		
2021/10/29	指扇駅	埼玉県警06-6254979	G66G02177		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/25	北浦和駅東口	埼玉県警20-205116443	HG4TC14585		
2021/10/25	与野本町駅	赤羽G-04244	TCBMG062		
2021/10/25	南与野駅	埼玉県警21-213240048	A21AC30127		
2021/10/26	浦和駅東口	埼玉県警15-5213852	ND4A07419		
2021/10/26	北浦和駅東口	埼玉県警19-193855482	GG9E18034		
2021/10/26	北浦和駅西口	埼玉県警15-5591124	KB4X10136		
2021/10/26	与野駅東口	埼玉県警13-3373662	FI13012488		
2021/10/26	北与野駅	埼玉県警21-210035095	SUK008009		
2021/10/26	与野本町駅	埼玉県警11-1670470	SLH010624		
2021/10/28	浦和駅東口	埼玉県警21-212702579	SKC81272		
2021/10/28	浦和駅東口	群馬県警30878213	G2003031547		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警05-5118841	D4KM51108		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警16-6246831	H6F89456		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警21-212702269	B0K54671		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警12-2544711	SMH014402		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警19-194226187	V190804429		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警21-213237926	FA20X1904		
2021/10/28	浦和駅西口	埼玉県警21-214185750	AD20L01119		
2021/10/28	北浦和駅東口	埼玉県警18-8277480	ASY1628124		
2021/10/28	北浦和駅東口	不明	V140529665		
2021/10/28	北浦和駅東口	埼玉県警21-210012354	K3FK04491		
2021/10/28	北浦和駅東口	埼玉県警18-8495887	FC8K18259		
2021/10/28	北浦和駅東口	埼玉県警19-194863640	B9H56291		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警16-6211712	A15AL59637		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警18-8013696	B6H76317		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警12-2288914	B2B71151		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警17-7348172	S2704029		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警18-8331536	B8C55001		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警20-200202538	A19L59150		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警20-204570825	V200305428		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警21-213240021	STTLF28710		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警11-1655828	B1J55175		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警19-193286020	95C4988		
2021/10/28	北浦和駅西口	埼玉県警20-202349854	SUC044230		
2021/10/28	北浦和駅西口	不明	GE5A108		
2021/10/28	与野駅東口	埼玉県警21-210159312	V200920176		
2021/10/28	与野駅東口	不明	WS08070780		
2021/10/28	与野駅東口	埼玉県警21-214182416	STTEY01421		
2021/10/28	与野駅東口	埼玉県警19-194021763	V190604391		
2021/10/28	与野駅東口	埼玉県警15-5302650	VF14K04917		
2021/10/28	与野駅西口	埼玉県警19-191931564	SL18100839		
2021/10/28	中浦和駅	埼玉県警20-205513639	A20AH00778		
2021/10/28	北与野駅	徳島県警E-97613	H009804		
2021/10/28	北与野駅	不明	CS11077875		
2021/10/29	浦和駅西口	不明	AV11A10231		
2021/10/30	浦和駅西口	埼玉県警21-210148302	X19K0458		
2021/10/30	北浦和駅東口	埼玉県警14-4331902	B4E43190		
2021/10/30	北浦和駅西口	埼玉県警21-212242217	A20PK07384		
2021/10/30	北浦和駅西口	埼玉県警21-212913618	T8E8A487		
2021/10/30	北浦和駅西口	池袋D-66014	B5F88255		
2021/10/30	北浦和駅西口	不明	SVC312019		
2021/10/30	北浦和駅西口	埼玉県警20-200185064	9YC8981		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/30	北浦和駅西口	埼玉県警15-5338181	JH5C02453		
2021/10/30	北浦和駅西口	埼玉県警20-200181522	STG049469		
2021/10/30	北浦和駅西口	広島県警う-606711	TY190501969		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/10/25	浦和美園駅	埼玉県警17-7273183	F70209326		
2021/10/25	岩槻駅	埼玉県警05-5482497	C95D2095		
2021/10/25	岩槻駅	埼玉県警19-191368193	CS80404599		
2021/10/28	岩槻駅	埼玉県警20-204097275	VF20E00239		
2021/10/29	岩槻駅	不明	CBBL3827		

合計: 102台

さいたま市告示第1666号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号）第7条の規定により、さいたま市岩槻区において計画されている産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業計画の概要

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 有限会社Rカンパニー

代表者の氏名 代表取締役 諏訪 豊信

住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田字道下318番

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所

さいたま市岩槻区大字釣上新田字道下318番 以上1筆

- (3) 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物収集運搬業 積替え保管施設

産業廃棄物処分業 破碎施設、圧縮（梱包）施設

- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類

ア 積替え保管施設

廃油、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含むものに限る）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含むものに限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含むものに限る） 以上4種類

イ 破碎施設

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

ウ 圧縮（梱包）施設

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る） 以上6種類

- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

ア 積替え保管施設

(ア) 廃油 面積1.80㎡ 容量1.80㎥ 保管高さ1.00m

(イ) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含むものに限る） 面積3.60㎡ 容量3.60㎥ 保管高さ1.00m

イ 破碎施設

(ア) 廃プラスチック類 2.88t/日（8時間）

(イ) 紙くず 2.64t/日（8時間）

(ウ) 木くず 3.20t/日（8時間）

(エ) 繊維くず 1.84t/日（8時間）

(オ) 金属くず 4.32t/日（8時間）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 4.08 t/日（8時間）

(キ) がれき類 4.48 t/日（8時間）

ウ 圧縮（梱包）施設

(ア) 廃プラスチック類 66.5 t/日（8時間）

(イ) 紙くず 57.0 t/日（8時間）

(ウ) 木くず 72.3 t/日（8時間）

(エ) 繊維くず 31.9 t/日（8時間）

(オ) 金属くず 91.7 t/日（8時間）

(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る） 47.1 t/日（8時間）

(キ) 混合可燃物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず） 55.1 t/日（8時間）

(6) 関係地域の範囲

さいたま市岩槻区及び越谷市西新井のうち、別添地区に示す産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周囲200メートル以内の地域

2 縦覧場所

- (1) 市役所産業廃棄物指導課
- (2) 岩槻区役所情報公開コーナー
- (3) 美園コミュニティセンター

3 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 期間

令和3年11月8日（月）から令和3年12月7日（火）まで

(2) 時間

開庁日又は開館日の午前9時から午後4時30分まで

4 意見書

事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

令和3年12月21日（火）必着（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 提出方法

直接持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による

(3) 提出先

ア 直接持参、郵送の場合

住所 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

宛名 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

イ FAXの場合

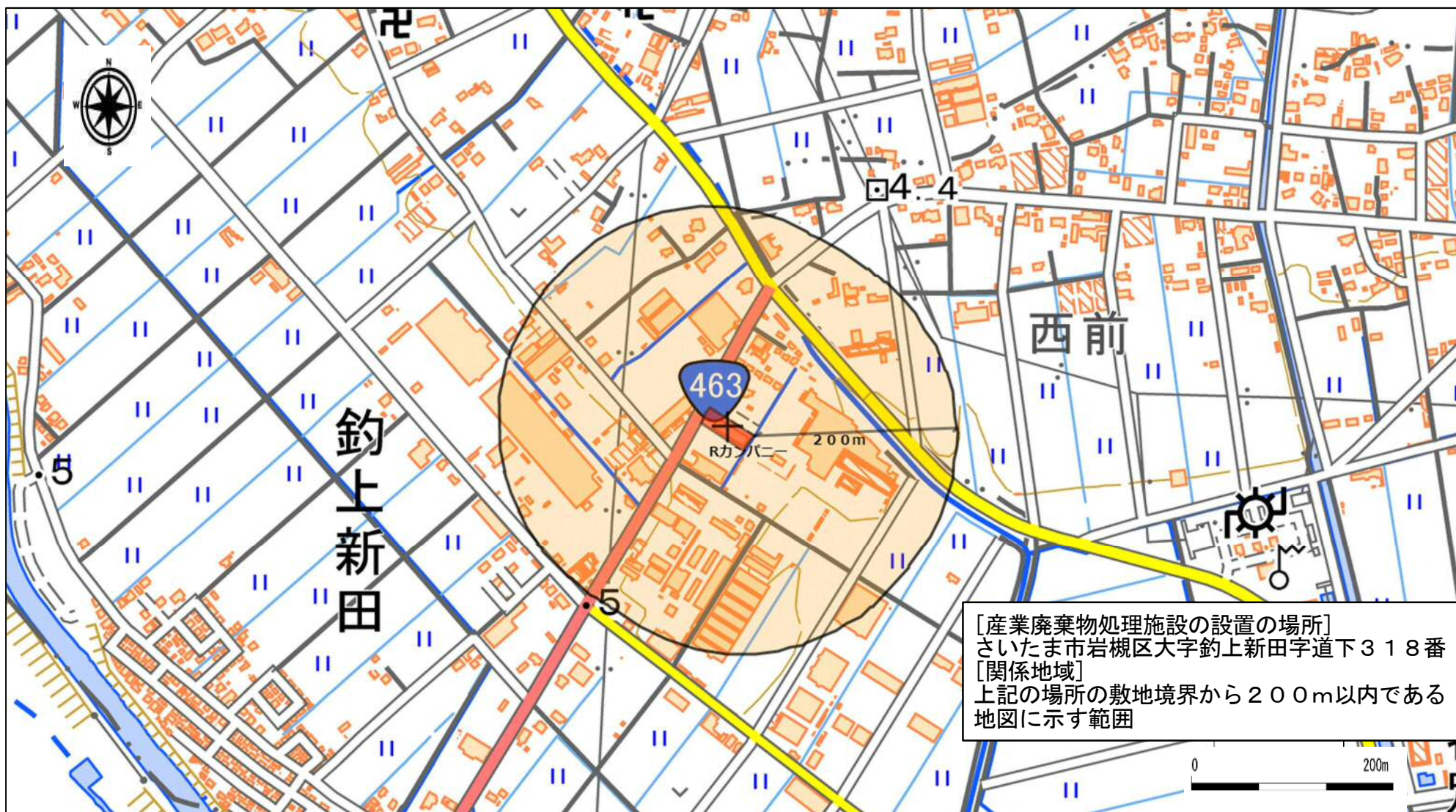
FAX番号 048(829)1933

ウ 電子メールの場合

電子メールアドレス：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係
- (2) 電話 048（829）1608



さいたま市告示第1667号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道31789号線外3路線）」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-97								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道31789号線外3路線）								
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	延長369m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤1072㎡ 上層路盤1072㎡ 表層1084㎡ 排水構造物工 側溝工626m 集水樹工17箇所 暗渠工21m 区画線設置工24m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 8日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-94								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3主要地方道さいたま春日部線）その3								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで								
概要	側溝蓋交換 延長 541.6m 側溝清掃工【夜間】一式 側溝蓋撤去工【夜間】一式 側溝蓋設置工（側溝蓋スリット）【夜間】516枚（管理用蓋）【夜間】30枚								
予定価格（税込）	29,909,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 8日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-95								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R3市道イワ202号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長237m 幅員4.8m 舗装工 路面切削（平均切削厚 t=5cm）1230 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7cm）1160 m ² 表層（再生密粒度 As、t=5cm）1226 m ² 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 8日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3271-10								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大門下野田特定土地区画整理事業 整地工事（R3）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで								
概要	道路土工 掘削工 4400 m ³ 法面整形工 440 m ² 残土処理工 4190 m ³ 構造物撤去工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月 8日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-9923-10		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者又は3者による特定共同企業体		
工事名	さいたま市立病院旧病棟解体工事		
工事場所	さいたま市緑区大字三室2460番1外		
履行期間	契約確定の日から令和5年4月14日まで		
概要	解体工事及びインフラ本設切替工事 旧病棟解体工事 延べ面積28814.07㎡ RC造 地上6階地下1階建て インフラ本設切替工事（本設共同溝設置工事） U字カルバート共同溝延伸114.91㎡ RC造共同溝125.36㎡（インフラ本設切替工事） 空調用熱源配管、給水管、排水管、自動制御用配管・配線、医療ガス配管及び電気配管・配線（仮設設備架台撤去工事）延べ面積166.82㎡ S造 地上1階建て		
予定価格（税込）	1,230,900,000円		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和3年11月25日（木）午前9時から 令和3年11月29日（月）午後5時まで		
入札書提出期間	令和3年11月30日（火）午前9時から 令和3年12月1日（水）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月2日（木）午後1時30分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級
		その他の構成員	建築工事業 S級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。			
施工実績等	代表構成員		次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、病床200床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定めるもの）の新築工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	その他の構成員		本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類		-
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から	
	質問受付期間	令和3年11月8日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで	
	質問回答期日	令和3年11月29日（月）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-9923-10							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。							
工事担当課	さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課 電話 048-873-4170							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-1453-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大砂土保育園中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市北区土呂町1丁目51番地8								
履行期間	契約確定の日から令和4年8月19日まで								
概要	屋上防水改修工事 屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月25日（木）午前9時から 令和3年11月29日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月30日（火）午前9時から 令和3年12月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月2日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月8日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月29日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	後日発注予定の「大砂土保育園中規模修繕（電気設備）工事」又は「大砂土保育園中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-1453-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大砂土保育園中規模修繕（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市北区土呂町1丁目51番地8								
履行期間	契約確定の日から令和4年8月19日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 厨房機器設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月25日（木）午前9時から 令和3年11月29日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月30日（火）午前9時から 令和3年12月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月2日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月8日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月29日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「大砂土保育園中規模修繕（建築）工事」又は後日発注予定の「大砂土保育園中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1668号

さいたま市の発注する「（仮称）染谷公園実施設計業務」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3162-18						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	（仮称）染谷公園実施設計業務						
業務場所	さいたま市見沼区染谷2丁目地内						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで						
概要	整備面積4880㎡ 実施設計 街区公園実施設計1業務 設計協議1業務 資料作成（住民説明会の開催補助）1回 計画通知に係る書類作成及び手続き1業務 測量 現地測量一式 地質調査 スウェーデン式サウンディング試験一式 機械ボーリング一式						
予定価格（税込）	11,759,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年11月17日（水）午前9時から 令和3年11月19日（金）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年11月22日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年11月25日（木）午後3時10分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／造園 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月8日（月）から					
	質問受付期間	令和3年11月 8日（月）午前9時から 令和3年11月16日（火）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年11月19日（金）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区辻二丁目144番1、144番7、144番8、144番9、144番10、144番11、144番12、144番13、144番14、144番15、144番16、144番17、144番18、144番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和3年8月5日

第 変 - S 2 0 2 1 0 1 8 号

4 検査済証番号

令和3年11月5日

第 完 - S 2 0 2 1 0 1 8 号

さいたま市告示第1670号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、土地区画整理法による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の指定を受けた者

- (1) 事業名 さいたま都市計画事業大和田特定土地区画整理事業
- (2) 施行者 さいたま市大和田特定土地区画整理組合

2 道路の指定箇所の地名及び道路の概要

- ・ 次の表のとおり

路線番号	道路の位置	幅員	延長
大和田特定土地区画整理事業 区6-70号線の一部	さいたま都市計画事業大和田 特定土地区画整理事業地内	6.0 m	16.0 m

3 道路の指定年月日

- ・ 令和 3年11月 5日

さいたま市告示第1671号

令和3年11月14日に実施するさいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 宅地所有者が選挙する委員の候補者

次のとおり

氏名	住所
学校法人 愛仕学園	さいたま市中央区大字下落合1030番地
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

2 借地権者が選挙する委員の候補者

次のとおり

氏名	住所
(省略)	(省略)

3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
- (2) 電話 048(840)6153

さいたま市告示第1672号

令和3年11月14日に実施する予定であったさいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、宅地所有者から選挙すべき委員及び借地権者から選挙すべき委員の候補者数が選挙すべき委員の数を超えないため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
- (2) 電話 048（840）6153

さいたま市告示第1673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字五関字高畑317番15、317番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年3月1日
第 開 - S 2 0 2 0 0 8 3 号
- 4 検査済証番号
令和3年11月5日
第 完 - S 2 0 2 0 0 8 3 号

さいたま市告示第1674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字本宿字西465番1、465番3、465番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市大宮区大成町3丁目522
株式会社藤建 代表取締役 内藤 行雄
- 3 許可番号
令和3年8月17日
第開 - N2021060号
- 4 検査済証番号
令和3年11月8日
第完 - N2021060号

さいたま市告示第1675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定によりさいたま都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第20条第2項の規定により都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

別表のとおり

2 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

別表のとおり

ロ 削除する土地の区域

別表のとおり

3 縦覧場所

さいたま市 都市局 都市計画部 みどり推進課

北部都市・公園管理事務所 管理課

南部都市・公園管理事務所 管理課

別表

1 種類及び名称	2 都市計画を変更する土地の区域	
	イ 追加する土地の区域	ロ 削除する土地の区域
さいたま都市計画植水4号生産緑地地区	なし	西区大字佐知川字後谷の一部
さいたま都市計画植水6号生産緑地地区	なし	西区大字佐知川字後谷の一部
さいたま都市計画指扇5号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字井戸尻の一部
さいたま都市計画指扇6-2号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字新屋敷の一部
さいたま都市計画指扇15号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字古茂塚の一部
さいたま都市計画指扇25号生産緑地地区	西区大字指扇字新屋敷の一部	なし
さいたま都市計画指扇41-2号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字大西の一部
さいたま都市計画指扇41-3号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字大西の一部
さいたま都市計画馬宮4号生産緑地地区	西区大字西遊馬字田向の一部	西区大字西遊馬字田向の一部
さいたま都市計画大砂土26号生産緑地地区	北区今羽町の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画日進14号生産緑地地区	北区日進町3丁目の一部	なし
さいたま都市計画日進22号生産緑地地区	なし	北区日進町3丁目の一部
さいたま都市計画宮原86-2号生産緑地地区	なし	北区奈良町の一部
さいたま都市計画大砂土東4号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東5号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東7号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東9-1号生産緑地地区	見沼区大和田町1丁目の一部	なし
さいたま都市計画大砂土東10号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東11号生産緑地地区	見沼区大和田町1丁目の一部	なし
さいたま都市計画大砂土東23号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東26-1号生産緑地地区	なし	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東33号生産緑地地区	見沼区大和田町1丁目の一部	見沼区大和田町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土東54号生産緑地地区	なし	見沼区堀崎町の一部
さいたま都市計画大砂土東60号生産緑地地区	なし	見沼区堀崎町の一部
さいたま都市計画大谷4号生産緑地地区	なし	見沼区大字大谷字稲荷の一部
さいたま都市計画片柳2-2号生産緑地地区	なし	見沼区大字東新井字新田の一部
さいたま都市計画片柳9-1号生産緑地地区	なし	見沼区大字御蔵字高見の一部 (面積表示のみの変更)
さいたま都市計画片柳14号生産緑地地区	見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画片柳15号生産緑地地区	見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画片柳19号生産緑地地区	なし	見沼区大字南中野字諏訪の一部
さいたま都市計画片柳21号生産緑地地区	見沼区大字中川字諏訪の一部 見沼区南中野字西浦の一部	なし
さいたま都市計画片柳28-1号生産緑地地区	見沼区大字南中野字道半山の一部	なし
さいたま都市計画片柳31号生産緑地地区	なし	見沼区大字南中野字道半山の一部
さいたま都市計画片柳36号生産緑地地区	見沼区大字南中野字猿花の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画片柳76号生産緑地地区	なし	見沼区大字南中野字山崎の一部
さいたま都市計画片柳93号生産緑地地区	見沼区大字中川字天神の一部	なし
さいたま都市計画片柳109号生産緑地地区	なし	見沼区大字中川字大山の一部
さいたま都市計画七里5号生産緑地地区	見沼区大字大谷字稲荷の一部	なし
さいたま都市計画七里44号生産緑地地区	なし	見沼区大字蓮沼字北海道の一部
さいたま都市計画春岡3号生産緑地地区	見沼区深作1丁目的一部分	なし
さいたま都市計画春岡6号生産緑地地区	見沼区深作1丁目的一部分	なし
さいたま都市計画春岡50号生産緑地地区	なし	見沼区大字小深作字中島の一部
さいたま都市計画円阿弥16号生産緑地地区	中央区円阿弥5丁目的一部分	なし

別表

1 種類及び名称	2 都市計画を変更する土地の区域	
	イ 追加する土地の区域	ロ 削除する土地の区域
さいたま都市計画道場1号生産緑地地区	桜区道場3丁目の一部	なし
さいたま都市計画上木崎1号生産緑地地区	浦和区上木崎3丁目の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画上木崎2号生産緑地地区	浦和区上木崎3丁目の一部 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画上木崎3号生産緑地地区	なし	浦和区上木崎5丁目の一部 (面積表示のみの変更)
さいたま都市計画木崎3号生産緑地地区	浦和区木崎1丁目的一部分 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画木崎4号生産緑地地区	浦和区木崎2丁目的一部分 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画木崎5号生産緑地地区	浦和区木崎2丁目的一部分 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画木崎7号生産緑地地区	浦和区木崎4丁目的一部分 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画木崎10号生産緑地地区	浦和区木崎4丁目的一部分 (面積表示のみの変更)	なし
さいたま都市計画瀬ヶ崎3号生産緑地地区	浦和区瀬ヶ崎1丁目的一部分	なし
さいたま都市計画大谷口1号生産緑地地区	南区大字大谷口字細野の一部	なし
さいたま都市計画大谷口2-1号生産緑地地区	南区大字大谷口字細野の一部	なし
さいたま都市計画大谷口2-2号生産緑地地区	南区大字大谷口字細野の一部	なし
さいたま都市計画大谷口18号生産緑地地区	なし	南区大字大谷口字明花の一部
さいたま都市計画大谷口19号生産緑地地区	南区大字大谷口字明花の一部	なし
さいたま都市計画大谷口20号生産緑地地区	なし	南区大字大谷口字明花の一部
さいたま都市計画太田窪8号生産緑地地区	南区大字太田窪字善前南の一部	なし
さいたま都市計画大間木15-1号生産緑地地区	緑区大間木2丁目的一部分	なし
さいたま都市計画大間木16号生産緑地地区	緑区大間木2丁目的一部分	なし
さいたま都市計画大間木20号生産緑地地区	緑区大字大間木字会ノ谷の一部	なし
さいたま都市計画大間木27号生産緑地地区	なし	緑区大字大間木字内容の一部
さいたま都市計画道祖土11号生産緑地地区	なし	緑区道祖土3丁目的一部分
さいたま都市計画道祖土17号生産緑地地区	なし	緑区道祖土4丁目的一部分
さいたま都市計画大門22号生産緑地地区	なし	緑区大字大門字桐谷の一部
さいたま都市計画大門28号生産緑地地区	なし	緑区大字大門字行谷の一部
さいたま都市計画大門34号生産緑地地区	緑区大字大門字行谷の一部	なし
さいたま都市計画中尾13-2号生産緑地地区	なし	緑区大字中尾字駒前的一部分
さいたま都市計画中尾15-1号生産緑地地区	緑区大字中尾字駒前的一部分	なし
さいたま都市計画中尾23号生産緑地地区	緑区大字中尾字駒形的一部分	なし
さいたま都市計画中野田4号生産緑地地区	なし	緑区大字中野田字中原的一部分
さいたま都市計画中野田6号生産緑地地区	なし	緑区大字中野田字中原的一部分
さいたま都市計画東大門3号生産緑地地区	緑区東大門2丁目的一部分	なし
さいたま都市計画松木16号生産緑地地区	なし	緑区松木1丁目的一部分
さいたま都市計画美園1号生産緑地地区	なし	緑区美園1丁目的一部分
さいたま都市計画美園2号生産緑地地区	なし	緑区美園1丁目的一部分
さいたま都市計画美園17号生産緑地地区	なし	緑区美園3丁目的一部分
さいたま都市計画三室6号生産緑地地区	緑区大字三室字中原後的一部分	なし
さいたま都市計画三室18-2号生産緑地地区	なし	緑区大字三室字大古里的一部分
さいたま都市計画三室35号生産緑地地区	なし	緑区大字三室字南宿的一部分
さいたま都市計画三室41-1号生産緑地地区	緑区大字三室字東宿的一部分	なし
さいたま都市計画三室43号生産緑地地区	なし	緑区大字三室字北宿的一部分
さいたま都市計画三室71-1号生産緑地地区	緑区大字三室字南宿的一部分	なし
さいたま都市計画上野65号生産緑地地区	なし	岩槻区大字上野字一番的一部分

別表

1 種類及び名称	2 都市計画を変更する土地の区域	
	イ 追加する土地の区域	ロ 削除する土地の区域
さいたま都市計画西町36号生産緑地地区	岩槻区西町2丁目の一部	なし
さいたま都市計画指扇27号生産緑地地区	なし	西区大字指扇字入合の一部
さいたま都市計画土屋1号生産緑地地区	なし	西区大字土屋字上新田の一部
さいたま都市計画西大宮26号生産緑地地区	なし	西区西大宮3丁目の一部
さいたま都市計画馬宮3号生産緑地地区	なし	西区大字西遊馬字田向の一部
さいたま都市計画馬宮12号生産緑地地区	なし	西区大字土屋字下の一部
さいたま都市計画大砂土4号生産緑地地区	なし	北区土呂町1丁目の一部
さいたま都市計画大砂土18-1号生産緑地地区	なし	北区今羽町の一部
さいたま都市計画宮原45号生産緑地地区	なし	北区吉野町2丁目の一部
さいたま都市計画宮原79号生産緑地地区	なし	北区奈良町の一部
さいたま都市計画大砂土東79号生産緑地地区	なし	見沼区東大宮2丁目の一部
さいたま都市計画片柳1号生産緑地地区	なし	見沼区大字東新井字本村の一部
さいたま都市計画片柳9-3号生産緑地地区	なし	見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸の一部 見沼区大字御蔵字山中の一部
さいたま都市計画片柳30号生産緑地地区	なし	見沼区大字南中野字道半山の一部
さいたま都市計画片柳44号生産緑地地区	なし	見沼区大字南中野字新田の一部
さいたま都市計画七里66号生産緑地地区	なし	見沼区大字風渡野字往還上西の一部
さいたま都市計画上木崎5号生産緑地地区	なし	浦和区上木崎7丁目的一部分
さいたま都市計画大谷口33号生産緑地地区	なし	南区大字大谷口字東中尾の一部
さいたま都市計画大谷口50号生産緑地地区	なし	南区大字大谷口字向の一部
さいたま都市計画大牧3号生産緑地地区	なし	緑区大字大牧字梅所の一部
さいたま都市計画大間木7号生産緑地地区	なし	緑区大間木3丁目的一部分
さいたま都市計画大間木28号生産緑地地区	なし	緑区大字大間木字内谷の一部
さいたま都市計画大間木29号生産緑地地区	なし	緑区大字大間木字附島の一部
さいたま都市計画三室71-2号生産緑地地区	なし	緑区大字三室字南宿の一部
さいたま都市計画美園東7号生産緑地地区	なし	岩槻区美園東3丁目的一部分
さいたま都市計画指扇124号生産緑地地区	西区大字内野本郷字新田の一部	なし
さいたま都市計画大成10号生産緑地地区	北区大成町4丁目的一部分	なし
さいたま都市計画大成11号生産緑地地区	北区大成町4丁目的一部分	なし
さいたま都市計画片柳9-4号生産緑地地区	見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸の一部	なし
さいたま都市計画片柳9-5号生産緑地地区	見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸の一部 見沼区大字御蔵字山中の一部	なし
さいたま都市計画春岡86号生産緑地地区	見沼区大字小深作字程島の一部	なし
さいたま都市計画上峰2号生産緑地地区	中央区上峰4丁目的一部分	なし
さいたま都市計画瀬ヶ崎4号生産緑地地区	浦和区瀬ヶ崎4丁目的一部分	なし
さいたま都市計画大牧7号生産緑地地区	緑区大字大牧字梅所の一部	なし
さいたま都市計画諏訪85号生産緑地地区	岩槻区諏訪4丁目的一部分	なし
さいたま都市計画諏訪86号生産緑地地区	岩槻区諏訪5丁目的一部分	なし
さいたま都市計画本宿104号生産緑地地区	岩槻区大字本宿字東の一部	なし

さいたま市告示第1676号

さいたま市消防局庁舎外23署所建築設備等定期点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市消防局庁舎外23署所建築設備等定期点検業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年12月2日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業務（設計・調査・測量）の受注希望業種「建築関係コンサルタント／建物調査」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048（833）7954

(2) 交付期間

告示の日から令和3年11月18日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年11月25日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月30日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局庁舎4階第1調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月30日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防総務課
電話 048(833)7335 FAX 048(833)7641

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課
電話 048(833)7954 FAX 048(833)7641

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市消防局総務部消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p076447.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の名称

さいたま都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

別紙において排水区域（汚水）を変更する

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市建設局下水道部下水道計画課

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 建設局 下水道部 下水道計画課 計画第1係

(2) 電話 048（829）1566

2 都市計画を変更する土地の区域（別紙）

市町村名	区名	町名または大字名	字名
さいたま市	浦和区	大原二丁目	
	見沼区	宮ヶ谷塔	下綾
			前
	岩槻区	表慈恩寺	西
			本宿
		釣上新田	上
			中
			平沼
		川原	

さいたま市告示第1678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市西区大字三条町字東241番1、241番3、241番4、241番5、241番6、
241番7、241番8、241番9、241番10、241番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区小山一丁目2番1号
株式会社 ファーストブレイン
代表取締役 西片 崇英
- 3 許可番号
令和3年7月12日
第開-N2021052号
- 4 検査済証番号
令和3年11月9日
第完-N2021052号

さいたま市告示第1679号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和3年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字高木字根貝戸95番1、95番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和3年8月23日

第開-N2021077号

4 検査済証番号

令和3年11月9日

第完-N2021077号

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1681号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和3年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1682号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字中尾字不動谷435番1、447番4、448番1、449番1、450番、451番（うち第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号
ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫
- 3 許可番号
令和3年10月13日
第 開 - S 2 0 2 1 0 3 8 号
- 4 検査済証番号
令和3年11月10日
第 完 1 S 2 0 2 1 0 3 8 号

さいたま市告示第1684号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年11月16日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
11月 10日	犬	緑区芝原	秋田犬	メス	茶白	5～8歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1685号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区西堀二丁目636番3
- (2) 指定の年月日 令和3年11月11日
- (3) 指定の番号 第南21-023号
- (4) 道路の幅員 4.25m
- (5) 道路の延長 28.82m

さいたま市告示第1686号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年11月 5日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 76台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/01	東浦和駅	埼玉県警20-203570430	STTDF09249		
2021/11/01	南浦和駅東口	埼玉県警15-5019967	HG4TC16920		
2021/11/01	南浦和駅東口	上野E-76351	NC03110692		
2021/11/01	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200176375	A19AJ22657		
2021/11/01	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2482647	S2D91829		
2021/11/01	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200153766	STSHF05290		
2021/11/02	東浦和駅	埼玉県警17-7459165	H7F55902		
2021/11/02	東浦和駅	埼玉県警20-203807937	A20AC40701		
2021/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警20-202899153	G0A00849		
2021/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警06-6590819	R6I00945		
2021/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警02-2515985	2W01812		
2021/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警18-8373759	VF18E02225		
2021/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警17-7472978	A17AH66723		
2021/11/02	南浦和駅西口	埼玉県警18-8373534	B8D03534		
2021/11/04	東浦和駅	埼玉県警16-6353229	FD1600167		
2021/11/04	東浦和駅	埼玉県警19-192929202	GC9C02661		
2021/11/04	南浦和駅東口	埼玉県警19-190286207	P18AA6040150		
2021/11/04	南浦和駅東口	埼玉県警19-191399200	F81005219		
2021/11/04	武蔵浦和駅	埼玉県警21-211618060	F111104070		
2021/11/04	武蔵浦和駅	愛知県警19-ヤ-66832	B9A08356		
2021/11/04	西浦和駅	埼玉県警19-194096879	S9W004584		
2021/11/05	南浦和駅東口	埼玉県警18-8463616	SSH301355		
2021/11/05	南浦和駅東口	埼玉県警13-3139427	TC2EE135		
2021/11/05	南浦和駅西口	不明	S8F11748		
2021/11/05	武蔵浦和駅	埼玉県警13-3529611	B3C58907		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/01	大宮駅東口	埼玉県警08-8287071	84B8779		
2021/11/01	大宮駅西口	埼玉県警03-3455758	S3H15884		
2021/11/01	東大宮駅東口	埼玉県警21-210056521	SUL020477		
2021/11/02	大宮駅東口	愛知県警17-ナ-79520	B6J51126		
2021/11/02	大宮駅西口	不明	V190118304		
2021/11/02	大宮駅西口	埼玉県警20-201057620	CS30203744		
2021/11/02	宮原駅東口	埼玉県警19-195183686	S7F023333		
2021/11/02	宮原駅西口	埼玉県警21-212352306	T21D0421		
2021/11/02	指扇駅	埼玉県警18-8172160	A17AD37939		
2021/11/02	指扇駅	埼玉県警17-7141456	S6L031415		
2021/11/04	大宮駅東口	埼玉県警16-6247963	H8B74550		
2021/11/04	大宮駅東口	鶴見240377	SPI119336		
2021/11/04	大宮駅東口	埼玉県警20-203901399	SUG029458		
2021/11/04	大宮駅西口	埼玉県警20-203424175	SUF305832		
2021/11/04	大宮駅西口	埼玉県警21-210027955	SH0C3852		
2021/11/04	七里駅	埼玉県警12-2047141	H4D19798		
2021/11/04	東宮原駅	埼玉県警16-6193582	F60204306		
2021/11/05	大宮駅東口	埼玉県警20-200602854	ACG19K006939		
2021/11/05	大宮駅西口	埼玉県警16-6040056	K8061383		
2021/11/05	指扇駅	埼玉県警08-8523632	FJT8F01972		
2021/11/05	大和田駅	埼玉県警09-9550421	FJT9F17638		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/01	浦和駅東口	埼玉県警18-8184268	T16G3297		
2021/11/01	浦和駅東口	埼玉県警21-211022485	T3CAG615		
2021/11/01	浦和駅東口	埼玉県警17-7414137	SN7H01475		
2021/11/01	浦和駅西口	埼玉県警14-4040442	A13AL8710		
2021/11/01	北浦和駅東口	埼玉県警21-210173757	KL50578116		
2021/11/01	北浦和駅西口	茨城県警察D-607048	V190502439		
2021/11/01	北浦和駅西口	埼玉県警19-194866640	OS9E04151		
2021/11/02	浦和駅西口	埼玉県警19-194229674	L00K000298		
2021/11/02	浦和駅西口	埼玉県警20-202601073	C3FF7986		
2021/11/02	浦和駅西口	埼玉県警18-8462661	K9D03632		
2021/11/02	北浦和駅東口	埼玉県警16-6147071	A16AA36068		
2021/11/02	北浦和駅西口	埼玉県警10-0389?3?	SJK70641		
2021/11/02	北浦和駅西口	埼玉県警13-3517704	SNH104471		
2021/11/04	浦和駅東口	埼玉県警19-192559847	SNTC00204		
2021/11/04	浦和駅東口	埼玉県警15-5587244	A13AE60196		
2021/11/04	浦和駅東口	埼玉県警17-7458887	A17AH20233		
2021/11/04	浦和駅東口	埼玉県警19-195180423	STH033668		
2021/11/04	浦和駅西口	埼玉県警19-190996484	A18AJ36214		
2021/11/04	浦和駅西口	埼玉県警02-2263073	K1106840		
2021/11/04	浦和駅西口	埼玉県警04-4350935	J2F01335		
2021/11/04	北浦和駅西口	埼玉県警20-201493129	B0E59556		
2021/11/04	北与野駅	不明	FD1700933		
2021/11/04	南与野駅	不明	J018093280		
2021/11/05	浦和駅東口	埼玉県警06-6531242	B6D55910		
2021/11/05	浦和駅西口	埼玉県警18-8124084	SV7L02444		
2021/11/05	北浦和駅東口	埼玉県警16-6092056	251C1533		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/04	岩槻駅	埼玉県警17-7331844	F170580547		
2021/11/04	岩槻駅	埼玉県警17-7049661	SQB120281		
2021/11/04	岩槻駅	埼玉県警13-3592394	F130984706		
2021/11/04	東岩槻駅	東淀川390604	KAG1241370		

合計: 76台

さいたま市告示第1687号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和3年11月12日から令和3年11月18日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

（1）担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

（2）電話 048（829）1278

さいたま市告示第1688号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市見沼区南中野116番地1
- (2) 氏名 有限会社 大栄ハウジング 代表取締役 大熊精一

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字東新井字天神越17番15
- (2) 指定の年月日 令和3年11月11日
- (3) 指定の番号 第北21-016号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 28.67m

さいたま市告示第1689号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1690号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1692号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1693号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1694号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和3年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1695号

さいたま市の発注する「大砂土保育園中規模修繕（電気設備）工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-1453-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大砂土保育園中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市北区土呂町1丁目51番地8								
履行期間	契約確定の日から令和4年8月19日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月25日（木）午前9時から 令和3年11月29日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月30日（火）午前9時から 令和3年12月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月2日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月15日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月15日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月29日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・「大砂土保育園中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「大砂土保育園中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年11月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4468-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	高沼用水路東縁舗装改修工事（南河R3）								
工事場所	さいたま市中央区新中里3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長308.9m 舗装工一式 不陸整正（C-30、t=30mm）545㎡ 歩道舗装（特殊エポキシ土系舗装、t=40mm）545㎡								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年11月25日（木）午前9時から 令和3年11月29日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年11月30日（火）午前9時から 令和3年12月1日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月2日（木）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年11月15日（月）から							
	質問受付期間	令和3年11月15日（月）午前9時から 令和3年11月24日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年11月29日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	無	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区内谷六丁目257番1、257番2、257番3、257番4、257番5、257番6、257番7、257番8、257番9、257番10、257番11、257番12、257番13、257番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和3年8月30日

第開 - S2021031号

4 検査済証番号

令和3年11月12日

第完 - S2021031号

さいたま市告示第1697号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
- (2) 氏名 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区別所二丁目1629番8、1632番1
- (2) 指定の年月日 令和3年11月15日
- (3) 指定の番号 第南21-024号
- (4) 道路の幅員 4.01m
- (5) 道路の延長 20.46m

さいたま市告示第1698号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和3年11月15日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第1699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・100号大宮岩槻線及び3・3・9号第二産業道路

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

（1）収用の部分

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目、大宮区堀の内町二丁目及び見沼区大字南中丸地内

（2）使用の部分

なし

さいたま市告示第1700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・100号大宮岩槻線及び3・3・9号第二産業道路

2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課